

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスの状況は以下のとおりです。

当社グループは、企業倫理の重要性を理解するとともに、健全性、透明性、効率性及び機動性の高い企業経営を達成することが、激変する社会・環境に迅速に対応しつつ企業の持続的な成長・発展と長期的な企業価値の増大に向けた企業経営の仕組み(コーポレートガバナンス)の要点であることを認識し、次の基本的な考え方に沿ってコーポレートガバナンスの充実を実現します。

(1)株主を始めとするステークホルダーとの関係

- 1.株主の権利を尊重する。
- 2.株主の平等性を確保する。
- 3.株主を含む当社の様々なステークホルダーとの良好・円滑な関係を構築する。
- 4.会社情報は適切に開示し、企業経営の透明性を確保する。

(2)コーポレートガバナンスの体制

- 1.当社は会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を採用する。
- 2.独立性・中立性のある社外取締役を取締役の3分の1以上選任するよう努める。
- 3.財務報告の信頼性確保をはじめとした当社グループ全体の内部統制の体制を充実する。
- 4.グローバル化による事業環境の変化に追従するために、当社グループに与える利害、リスクを正しく分析し対処するための体制を強化する。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

a) 補充原則4-8-1、4-8-2 (独立社外取締役の有効な活用)

社外取締役間での客観的な立場に基づく情報交換、認識共有を図る目的での意見交換会等の開催については、現在、社外取締役は監査等委員である取締役2名となりましたので、意見交換が必要になった時点で機動的に対応することで十分としております。

筆頭社外取締役については、社外取締役の人数及び当社の企業規模を鑑み、選定する予定はありません。その理由は、業務執行取締役や執行役員等との連絡、調整の目的で筆頭社外取締役を選任することは、社外取締役間での序列意識や筆頭者への依存関係が発生する懸念があるためであります。

なお、社外取締役の意見交換の機会だけでなく、業務執行取締役や執行役員等との連絡、調整は、取締役会事務局(監査等委員会については監査等委員会室)が各社外取締役と密接に対応し、適切なサポートを実施しております。

b) 補充原則4-1-3 (CEOの後継者計画)

当社では、取締役社長の後継者計画については明確に文書化したもの等はありませんが、持続的な成長と企業価値向上を実現するために将来の社長候補を含めた経営幹部候補である執行役員や上級管理職の養成・育成に注力しております。これらの研修実施の進捗は、経営会議メンバーによる進捗確認により適切にモニタリングしております。

c) 補充原則4-3-1 (経営幹部の選解任)、4-3-2及び4-3-3 (CEOの選解任)

当社では、経営幹部(社長、副社長、専務、常務)の選任については、コーポレートガバナンス・ガイドライン(第26条)に記しておりますが、解職に関する具体的な手続を確立しておりません。

取締役会の決議にて選任された経営幹部を何かしらの事情(業績の悪化、健康上の理由、法令・定款違反行為等)で解職する場合は、取締役会での決議により行われることになります。業績の評価につきましては、当社は、油空圧機器のような短期間での商品開発、製品納入を要求されるものもあれば、防衛・通信機器の様に、提案から納入(売上)に繋がるまでに長期間を要するものもあり、業績の評価は単年度あるいは短期間での経営指標だけでは難しい部分があります。また、その時々々の経営環境(例えば、短期的に研究開発投資を行い、中長期売上に寄与するための一時的な業績低迷、経営再建の要望等)により、重視すべき経営指標は異なることもあります。従って、経営幹部の解職については、取締役会がその時々々の経営環境に合わせて臨機応変に判断するものとして、解職の基準は敢えて設けておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

次に示す各原則、補充原則につきましては、当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインに掲載しておりますのでそちらをご参照ください。なお、コーポレートガバナンス・ガイドラインは当社ホームページに掲載しております。

<https://www.tokyokeiki.jp/company/cguideline.html>

- ・原則1-7
- ・原則3-1(2)
- ・原則3-1(3)
- ・原則3-1(4)
- ・補充原則4-1-1
- ・原則4-8
- ・原則4-9
- ・補充原則4-10-1

- ・補充原則4-11-1
- ・補充原則4-11-2
- ・補充原則4-14-2
- ・原則5-1

上記以外については次のとおりであります。

・原則1-4

当社のコーポレートガバナンス・ガイドラインに政策保有株式の方針を載せております。なお、政策保有株式に関する保有適否判断及び議決権行使に係る指針については、当社の有価証券管理規程にて規定しております。

[保有適否判断の概要]

当社は、政策保有株式の保有の合理性について、当社の有価証券管理規程に基づき年度末日(毎年3月31日)を確認基準日として個別銘柄毎に保有適否判断をしております。判断においては、当社が定める保有可否判断のガイドラインに従い、評価項目の何れかに該当した場合、相手先との協議の上、保有株数の縮減を検討することとしています。ただし、当該評価項目に該当する場合においても、特別な事情で保有を継続することを取締役会決議により決定した場合はこの限りではありません。なお、評価項目の概要は、取引の実績、複数期に亘る赤字決算や無配、重大な法令違反等不祥事の発生、当該株式を持つことによる便益が当社の資本コストを上回ることが見込まれないこと、などであります。

[議決権行使に係る指針の概要]

当社の政策保有株式に係る議決権行使については、当社の企業価値向上に資することを前提として、発行会社の株主価値向上の観点から判断し、適切に議決権を行使するものとしております。その手続きについては、当社が定める議決権行使に関するガイドラインに従い、『当該企業の価値向上につながるか、企業価値を棄損させる可能性がないか』、という基本的な視点に立ち、対象企業の企業価値向上または毀損防止の観点から特に問題ないと判断できる場合について賛成とします。なお、招集通知に提示された議案に関し、以下に示す議案に懸念がある場合は、開示されている各種情報を分析するほか、必要に応じて相手先企業への聴き取りや対話等により、より実態に即した判断を行うよう努め、問題ないことを確認した上で賛成意見を表明いたします。

(対象となる議案)

- ・剰余金処分
- ・取締役・監査役等の選任
- ・取締役・監査役等の報酬枠の増加及び賞与の支払い
- ・報酬としての新株予約権(ストックオプション)の発行
- ・自己株式の取得
- ・組織関連(合併、事業譲渡、事業譲受、会社分割、株式交換、株式移転・分割等)
- ・資本政策関連(第三者割当増資、減資、増資などの資本調達、等)
- ・定款変更
- ・会計監査人の選解任
- ・株主提案

・原則2-6(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」に従い、「資産運用委員会」を設置しております。資産運用委員会の概要については次の通りであります。

- 役割: 以下の内容を年金運用責任者(社長)に報告する
 - ・運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定及び見直し
 - ・運用受託機関等の評価等
- 構成
 - ・財務経理部長、経理部長、人事総務部長、人事部長、年金担当課長(兼事務局)
 - ・労働組合の委員長及び中央執行委員(若干名)
 人事部を年金関連担当部署として担当者を設置、外部機関による年金セミナー等へ派遣
- 利益相反の管理
 - ・委託先運用機関が自社の議決権行使の際、委託先運用機関の意思を尊重する
- 外部運用機関の選定・モニタリング
 - ・運用受託機関の選定にあたっては、定量評価と定性評価による総合評価を実施

・原則3-1(1)

上記コーポレートガバナンス・ガイドラインに記載のほか、当社ホームページにて中期経営方針等必要な情報を開示しております。

<https://www.tokyokeiki.jp/ir/>

・原則3-1(5)

当社株主総会参考書類に候補者の職歴、地位、担当、選任理由等を掲載しておりますので、そちらをご参照ください。株主総会参考書類は当社株主総会招集通知に掲載されています。

株主総会招集通知は当社ホームページにて開示しております。

<https://www.tokyokeiki.jp/ir/annual/meeting.html>

なお、内規「取締役の選任手続及び選任方針」において、選任方針は次の通りとしております。監査等委員でない社内取締役の選任方針につきましては、「取締役としての職務を遂行する上で必要な強い意志と豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者であり、現社長、執行役員・従業員等の中から選任する。」を基本方針とし、計7項目の資質を掲げております。監査等委員である社内取締役の選任方針につきましては、「取締役としての職務を遂行する上で必要な強い意志と豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者であり、現監査等委員、執行役員・従業員等の中から選任する。」を基本方針とし、計6項目の資質を掲げております。また、社外取締役につきましては、「豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者であり社外の企業経営者等の実践的な視点を持つ者、世界情勢、社会・経済動向等に関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を持つ者から選任する。」を基本方針とし、社内取締役とは内容の異なる計8項目の資質を掲げております。

・補充原則4-11-3(取締役会の実効性確保のための前提条件)

当社は、第89期(2019年度・2020年3月期)の取締役会の実効性評価について、監査等委員を含むすべての取締役に對し、匿名記入の回答票によるアンケート調査を実施しました。当該回答票の準備、配布、集計及び分析は実効性評価の事務局である法務・ガバナンス室により行われました。回答票は、取締役会の構成、運営、審議、支援体制、ステークホルダとの関係、取締役個人の貢献度、の各分野について、合計17個の質問で構成しています。

5月開催の取締役会にて法務・ガバナンス担当役員によりその集計及び分析結果が報告され、現状及び課題の認識について議論を行いました。

その結果、当社の取締役会は総じて取締役会の責務を適切に果たしており、実効性に問題はないと判断いたしました。なお、昨年課題とした経営戦略・事業戦略の審議については、一定の改善が見られたものの、経営方針・事業計画に関する事前の議論や進捗の評価については、取締役会での議論・評価の方法及び時間の割き方に課題があることを確認し、取締役会にて共有いたしました。今後、従前からの改善施策を継続するとともに、当該課題についての具体的な改善策を定め、次回の実効性評価にてその進捗、成果を再確認することとしています。

当社では、実効性評価により認識された課題の解決及び評価実施要領の継続的な見直しによる適切な評価を毎年実施することにより、取締役会のさらなる実効性向上に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京計器協力会	1,085,700	6.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,015,500	6.20
株式会社三井住友銀行	820,933	5.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	658,900	4.03
東京計器取引先持株会	647,300	3.95
東京計器従業員持株会	534,545	3.27
日本生命保険相互会社	470,180	2.87
株式会社横浜銀行	465,800	2.85
三菱UFJ信託銀行株式会社	423,400	2.59
山内正義	386,600	2.36

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柳川 南平	他の会社の出身者											
中村 敬	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h
- 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k
- その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-----------	----------	--------------	-------

柳川 南平	○	○	同氏と当社との間には特別な利害関係はありません。また、同氏が過去に当社の株主であるあいおいニッセイ同和損害保険(株)に勤務しておりました。同社の当社株式保有率(自己株式を除く)は2.31%(2020年3月31日現在)であります。また、当社グループ全体の同社への年間支払保険料は、2019年度の当社連結売上高比で0.11%であります。	あいおいニッセイ同和損害保険(株)において取締役専務執行役員を、MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)において取締役専務執行役員、グループCROを務めてきております。長きに亘り金融機関において取締役及び執行役員として経営に携わってきており、同氏からは、当社のリスクマネジメントをはじめとする内部統制システムに対する的確な指導に止まらず、監査等委員としての適切な経営監査及び社外取締役としての適切な経営の監督を期待し、選任しております。 当社と同氏に関連する取引先との取引内容、また、同氏は「独立性に関する開示加重要件」に該当する項目がないことから、同氏は業務執行を行う当社経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として指定しております。
中村 敬	○	○	同氏と当社との間には特別な利害関係はありません。また、同氏が過去に当社の株主である(株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)に勤務しておりました。同行の当社株式保有率(自己株式を除く)は1.80%(2020年3月31日現在)であります。また、同行からの借入金金は2019年度期末日現在、当社グループの連結総資産の5.8%であります。なお、同氏は同行退職後、10年経過しています。	(株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)退職後、三菱UFJインフォメーションテクノロジー(株)取締役社長、エム・ユー・ビジネス・エンジニアリング(株)取締役社長を務めてきております。金融機関においてシステム部門を含む多くの部門に携わった経験があり、また当社と異業種の企業経営経験も豊富であることから、同氏からは、当社の内部統制システムに対する的確な指導に止まらず、監査等委員としての適切な経営監査及び社外取締役としての適切な経営の監督を期待し、選任しております。 当社と同氏に関連する取引先との取引内容、また、同氏は「独立性に関する開示加重要件」に該当する項目がないことから、同氏は業務執行を行う当社経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないため、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の監査業務を支援するため、監査等委員会室を設けて専任スタッフ1名、兼任スタッフ1名を配置し、監査等委員会の円滑な職務遂行を支援します。監査等委員は、監査等委員会室所属の従業員に監査業務に必要な事項を指示することができ、指示を受けた従業員は他の者の指揮指示を受けません。また、監査等委員会室所属の従業員の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査等委員会の承認を得なければなりません。

なお、監査等委員会室の職務を補助すべき取締役は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室、会計監査人と監査計画、監査結果及びその内容について協議し、コンプライアンスやリスク管理活動の状況等についてCSR推進室等の内部統制部門あるいは関連部門から定期的または逐次報告を受けます。また、常勤監査等委員が会計監査人の往査に都度立ち会います。その他、取締役社長と定期的に意見交換会を開催します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 [更新](#)

取締役の選任案及び報酬案を審議する委員会として、取締役会の下に指名・報酬委員会を設置しています。委員長は取締役社長である安藤毅、委員は、社外取締役である柳川南平、中村敬の2名で構成しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2016年7月より短期的なインセンティブとして業績連動型報酬制度を、中長期のインセンティブとして株式取得目的報酬制度を導入しております。なお、2020年7月より、株式取得目的報酬制度に代えて、新たに中長期的なインセンティブとして譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式制度の導入に伴い、株式取得目的報酬制度は2020年6月をもって支給を停止しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

報酬総額は121百万円となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)監査等委員でない取締役

監査等委員でない取締役の報酬は、取締役報酬規則に従い決定します。社外取締役を除く、監査等委員でない取締役の報酬は、業績の反映及び株主との価値共有という観点から、月額固定報酬、業績連動型報酬及び株式取得目的報酬(2020年6月まで)又は譲渡制限付株式報酬(2020年7月以降)により構成されます。いずれの報酬額についても、取締役社長が作成した各報酬額案を指名・報酬委員会に提出し、指名・報酬委員

会から「取締役報酬に対する意見書」を受領後、その内容を踏まえ最終的に決定した報酬額案を取締役会に提案し決議します。

個別の報酬額案の設定方法は次のとおりであります。

・月額固定報酬

取締役社長は、取締役報酬の動向調査等により得た当社と比較可能な取締役報酬に係る必要な情報を参考に、監査等委員でない取締役各人の月額固定報酬額案を設定します。

なお、月額固定報酬はその決定後、会社の経営状況その他を勘案して、これを減額することがあります。

・業績連動型報酬

取締役社長は、事前に取締役報酬規則で規定する業績連動型報酬支給可否の基準に従い代表取締役との協議の上、業績連動型報酬支給の可否を決定します。取締役社長は、業績連動型報酬の支給を決定した場合、次の手順にて業績連動型報酬の計算を行い、業績連動型報酬額案を設定します。

(ア) 当該連結会計年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」の1%か、10百万円のいずれか低い方を「計算対象総額」とする。

(イ) 支給対象者に関する「業績連動報酬係数」の総和を計算する。

(ウ) 次の算定式に基づき、各取締役の業績連動報酬を計算する。

個別支給額 = 計算対象総額 × 各業績連動報酬係数 ÷ 業績連動報酬係数の総和

・株式取得目的報酬

各人の月額固定報酬額に、各役位に応じた係数を乗じて各人の月額株式取得目的報酬額案を設定します。設定する報酬額は1万円単位とし、1万円以下の端数は切り上げます。なお、当該報酬は、毎月各人の報酬に含めますが、同額を東京計器役員持株会に拠出し、同会の制度に従い株式を取得します。これによって取得した株式は、取締役在任中は引き出しできないものとし、また退任後1年間は譲渡できないものとしています。なお、本報酬は譲渡制限付株式報酬の導入を前提として、2020年7月以降の支給を停止します。ただし、これまで取得した株式に対する制限(持株会からの引き出し)は、各取締役が退任するまで有効となっております。

・譲渡制限付株式報酬

各人の月額固定報酬額の年額換算額に、各役位に応じた係数を乗じて各人の金銭報酬債権を設定し支給します。各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。(なお、2020年7月以降、当該譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び当社子会社の代表取締役に對し、割り当てる予定です。)

(2) 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、監査等委員である取締役の協議により定めます。

監査等委員である取締役の報酬は月額固定報酬による基本報酬のみとし、その役割・職務の内容を勘案し、常勤/非常勤各々区分の上、相応な固定報酬とします。なお、監査等委員である取締役の月額固定報酬額については、株主総会で決議した月額報酬額の範囲内にて、監査等委員が協議し、決定します。また、常勤の監査等委員については、会社の経営状況その他を勘案して、これを減額することがあります

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役に對しては、経営判断に対する監督・助言に資するため、定時の取締役会の日程は約3ヶ月前より通知し、議題は約1週間前に通知します。臨時の取締役会を開催する場合は約1週間前までに日程、議題を通知します。取締役会の審議事項は、前日までに社外取締役への情報提供を行うことで、取締役会での審議の活性化を図ります。社外取締役が取締役会を欠席した場合は、当該取締役会資料を社外取締役に送付します。これらのサポートは、当社法務・ガバナンス室が担当します。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
脇 憲一	最高顧問	当社が関与する各種業界団体等での活動、顧客との取引関係の維持・強化及び社長特命事項に対する助言と支援を行います。	常勤 報酬有	2018/06/28	常勤顧問の任期は1年としておりますが、翌年も継続する場合は、その都度、取締役会にて決議しております。
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			1 名		
その他の事項					

相談役につきましては、平成22年6月に開催した第79回定時株主総会の定款変更の決議をもって、廃止しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

ア.取締役会は、取締役6名(うち、監査等委員である取締役が3名)中2名(うち、監査等委員である取締役が2名)の社外取締役を招聘し、社外取締役として豊富な経験をもとにした当社経営に有益な意見や、外部からの視点による率直な指摘をいただくことにより、経営の公正性を高め、業務執行者の意思決定や業務遂行に対する監督機能の強化に努めます。なお、定款の定め及び取締役会の決議に従い、取締役社長への重要な業務執行の決定の委任を行うことで、経営上の迅速な意思決定と機動的な業務執行を可能とするとともに、取締役会の主眼を業務執行者の監督に置くことを可能とします。

イ.取締役会は定時取締役会と臨時取締役会に区分し、定時取締役会は原則として毎月最終月曜日に、臨時取締役会は必要に応じて開催し、法令で定められた事項や重要な経営事項の審議、決定並びに業務執行の状況を監督します。監査等委員会は、原則として毎月1回開催し、その他必要に応じて随時開催します。

ウ.取締役の選任案及び報酬案を審議する委員会として、取締役会の下に指名・報酬委員会を設置しています。委員長は取締役社長である安藤毅、委員は、社外取締役である柳川南平、中村敬の2名で構成しています。

エ.常勤取締役、執行役員、カンパニー長で構成される経営会議は、毎月2回、月曜日に開催し、経営に関する基本方針、戦略事項並びに重要な業務執行事項等を審議、決定します。

オ.取締役の指名(選任)については、コーポレートガバナンス・ガイドライン第26条(取締役の選任)及び内規「取締役選任手続及び選任方針」に従い、株主総会に付議する取締役候補者案を取締役会で決議しています。

カ.取締役の報酬については、コーポレートガバナンス・ガイドライン第27条(取締役の報酬)及び規程「取締役報酬規則」に従い決定しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、適正なリスクテイクを支える環境整備、適正な情報開示と透明性確保等を追及する「攻めのガバナンス」の強化の推進を行っております。取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うために、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有し、取締役会の業務執行権限の相当な部分を取締役に委任することのできる監査等委員会設置会社制度を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日の20日前を目安に招集通知を発送しております。また、総会開催日の3週間前を目安として招集通知をインターネット上に開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算開示後に取締役社長による説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、アニュアルレポート(英文)、株主通信(各期報告書・中間報告書)、決算説明会資料、決算補足説明資料、内部統制報告書等。 株主、投資家の皆様向けに社長のメッセージを年2回発信。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: コーポレート・コミュニケーション室 担当役員: 取締役 執行役員 コーポレート・コミュニケーション担当 兼 財務経理部長 上野山素雄 担当者: コーポレート・コミュニケーション室長 藤井千秋	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレートガバナンス・ガイドライン第10条にステークホルダーとの良好な関係の維持について規定しております。 また、企業倫理規程の中の「東京計器グループ 倫理行動基準」において、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。 (コーポレートガバナンス・ガイドライン) https://www.tokyokeiki.jp/company/cgguideline.html (倫理行動基準) https://www.tokyokeiki.jp/company/rinri.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	東京計器 環境方針を掲げ、環境の保全及び改善に取り組んでおります。 (環境方針) https://www.tokyokeiki.jp/company/kankyo.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報管理規程を制定し、当社の業務執行機関の決定に係る事実及び発生に係る事実等の会社情報を適時、適切に公表することにより、上場会社としての社会的責任を果たすよう努めております。
その他	協力会社、代理店等に対して、定期的に説明会を開催し、事業方針等を説明しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は法令に従い、業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議し、この決議に基づき内部統制システムを適切に整備・運用しております。この取締役会決議の内容は次のとおりであります。なお、本内容は、2018年6月28日に決議し、同日付で改定したものであります。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社グループの取締役及び使用人は、企業倫理規程に規定されている「東京計器グループ 倫理行動基準」を法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範としています。また、当社の法務・ガバナンス担当役員を委員長とする企業倫理委員会は、当社グループの企業倫理責任者で構成し、企業倫理活動を横断的に管理しています。委員長はこれを統括し、取締役及び使用人への企業倫理教育を徹底させ違反行為の未然防止を図っています。
- (2)当社グループにおける法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行う手段としての内部通報制度を設けて維持しています。この場合において通報者に不利益がないことを確保しています。
- (3)当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断しています。これらの反社会的勢力に対しては、組織的に対応する部署を法務・ガバナンス室とし、警察等の外部関連機関と連携しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループにおける職務執行に係る情報については、文書または電磁的記録媒体(以下、「文書等」という)に記録し、文書管理に関する規程の定めるところに従い、適切且つ確実に保存し取締役等が閲覧可能な状態にて管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、以下のリスク管理体制を構築し、推進してまいります。

- (1)法務・ガバナンス室は、リスクマネジメント規程に基づき、マネジメントサイクルの徹底に努めるとともに重大なリスク情報については取締役会に報告しています。
- (2)法務・ガバナンス室は、当社グループの財務報告の信頼性を担保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効且つ適切に行うため、財務報告に係る内部統制の体制を整備し運用を管理しています。
- (3)法務・ガバナンス室は、当社グループのリスク管理体制、即ち責任部署を明確化し、危機管理規程に基づき緊急時の円滑な対応を図っています。
- (4)内部監査室は、当社グループの企業倫理・活動全般はもとより財務報告に係る内部統制の適正性を監査しています。
- (5)企業倫理委員会は、監査結果を反映した改善もしくは是正措置を審議し決定しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、臨時取締役会は必要に応じて開催し重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行っています。取締役社長の諮問機関である経営会議は、常勤取締役、執行役員、カンパニー長で構成しています。経営会議は原則月2回開催し、取締役会付議案件について事前に審議するとともに、経営に関する重要事項の審議決定及び執行役員、カンパニー長の業務執行の状況を監督しています。また、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っています。

- (1)グループ全体の目標を定め、この浸透を図るために中期経営方針及び3事業年度を期間とする中期事業計画を策定しています。
- (2)各カンパニー長、スタッフ部署の担当取締役・執行役員及び子会社社長は、実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を立案し、必要場合は経営会議・取締役会へ付議し決定または承認を受けて推進しています。
- (3)進捗ヒアリングを定期的に開催し、各部門・部署及び子会社の業績等を報告させ、目標未達要因の分析と具体的な改善策の策定・実行を指示しています。

5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社グループは、業務の適正を確保するため、グループとしての経営理念、グループとしての行動指針、グループとしての共通規程を共有するとともに、子会社管理規程に基づき社長室長が子会社を管理し統括しています。
- (2)法務・ガバナンス室は企業倫理委員会で審議・決定された企業倫理活動に係る諸施策を、当社グループの企業倫理責任者とともに推進しています。
- (3)内部監査室は、当社グループ全体の内部統制のモニタリングを行い、適正に運営されるように推進しています。
- (4)当社グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則、税法その他の社会規範に照らして適切なものとしています。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助し、その円滑な職務遂行を支援するため監査等委員会室を設置して専属のスタッフを配置します。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置きません。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会室の専属スタッフは監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとします。また、兼任スタッフは、人事異動・考課等は監査等委員会の同意の下に行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保します。

8. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1)当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある場合、もしくは倫理行動基準に違反する行為があったと認められる、またはその恐れがある場合は、その事実を監査等委員会に報告します。なお、当該報告を行ったことによって報告者に不利益な取り扱いがなされないことを確保します。
- (2)監査等委員会は、財務報告に係る内部統制の整備・運用について、法務・ガバナンス室及び内部監査室等に対し必要に応じて状況の報告を求めることができます。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。また、監査等委員会が、その職務の遂行について生ずる費用の請求をした場合は、会社は監査等委員会の求めに応じて適切に処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業倫理規程の倫理行動基準の中で、反社会的勢力には毅然とした態度で対応することを宣言しております。また、危機管理規程において反社会的勢力への対応マニュアルを整備しており、反社会的勢力には組織的に対応し、外部専門機関との連携を密にし、一切の関係遮断に努めております。さらに、取引先との取引基本契約書の中で、反社会的勢力等の排除項目を取り入れております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は2007年5月10日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」及び「大規模買付ルール」を決定し、同年6月28日開催の株主総会において、「大規模買付ルール」の導入、発動又は廃止を株主総会の権限とするための定款の変更及び同ルールの導入について決定し、3年毎に株主総会においてその継続の承認をいただきました。その後、2019年6月27日の株主総会終結の時を以て有効期間が満了となりましたが、同日行われた株主総会において「大規模買付ルール(買収防衛策)の継続」が決定されております。本件の詳細については、当社ホームページ(<https://www.tokyokeiki.jp/>)上にその開示資料を掲示しておりますのでそちらをご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示は、「会社情報管理規程」に基づき、以下の体制で行っております。

1. 会社情報の開示に関する担当部署

会社情報の開示は財務経理部が担当し、取締役である財務経理部長が情報取扱責任者を務めております。

2. 会社情報の収集体制

(1) 決定事実に関する情報

決定事実に関する情報は、企画部門である社長室及び子会社社長から財務経理部へ報告されます。

(2) 決算に関する情報

決算に関する情報は、経理部から財務経理部へ報告されます。

(3) 発生事実に関する情報

発生事実に関する情報を確実に集約できるよう、部長・室長・事業所長・営業所長等並びに子会社社長を会社情報管理責任者として任命し、「会社情報判定表」による財務経理部への報告を義務付けております。

3. 会社情報の管理体制

(1) 重要な会社情報の判定

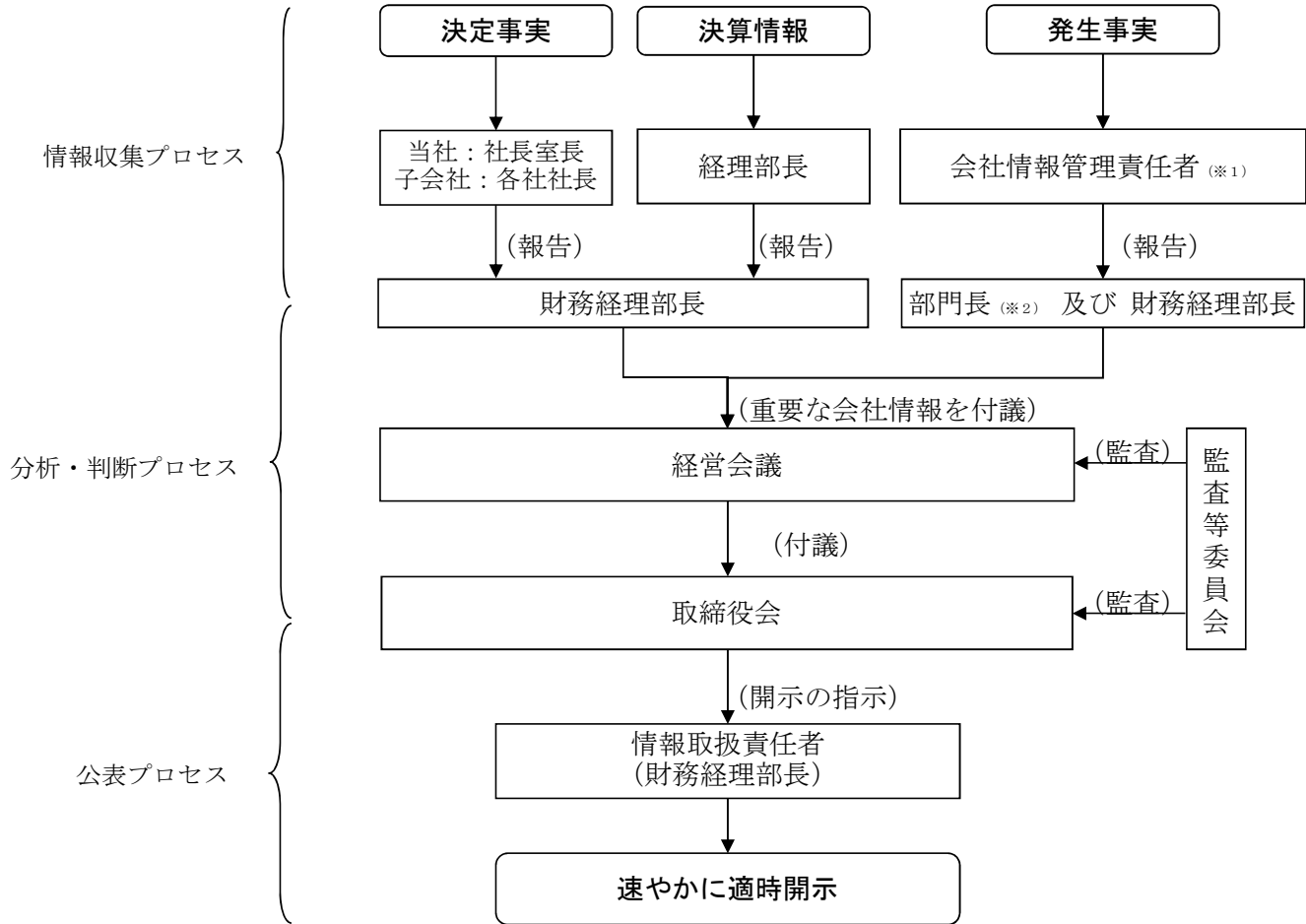
財務経理部に報告された会社情報は「開示判定表」により開示の要否を判定し、財務経理部長(情報取扱責任者)へ報告され承認を受けます。

(2) 重要な会社情報の開示の決定

開示が必要と判定された「重要な会社情報」は、当該部門長の判断及び財務経理部長の指示により、当該部門長から経営会議へ付議され、決定いたします。取締役会付議が必要な「重要な会社情報」は取締役会付議を経て、情報取扱責任者である財務経理部長から開示されます。但し、緊急を要する場合は、社長決定により情報取扱責任者が開示後、経営会議及び取締役会に報告できるものとします。

当社の会社情報の適時開示に関するフローチャートを添付いたします。

適時開示体制の概要（模式図）



※1 会社情報管理責任者

当社：部長、室長、事業所長、営業所長 等

子会社：各社社長

※2 部門長

財務経理部長の他、社長室長、人事総務部長、研究開発センタ長、カンパニー長

コーポレートガバナンスに関わる当社の模式図

